# 公立大学法人公立鳥取環境大学監事監査規程

平成25年2月6日 鳥取環境大学規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号。以下「法」という。)第13条第4項及び公立大学法人公立鳥取環境大学定款(以下「定款」という。)第10条第7項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)の業務について、監事が行う監査(以下「監査」という。)及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を 期することを目的とする。

(監査事項)

- 第3条 監事は、次に掲げる事項について監査する。
- (1)役員(理事長、副理事長及び理事をいう。以下同じ。)の職務の遂行状況
- (2)業務実績報告書、財務諸表及び決算報告書
- (3) その他法人の業務及び会計に関する事項

(監査の種類及び方法)

- 第4条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。
- 2 前項に規定する監査は、書面及び実地で行う。
- 3 監査の時期は、業務監査については毎年度1回行い、会計監査については毎年度決算時 に行う。また、監事が必要と認めたときは臨時で行うことができる。

(監査計画)

第5条 監事は、毎年度、監査計画を作成し、その内容を理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(会計監査人との連携等)

- 第6条 監事は、監事相互の連絡を密にするとともに、会計監査人及び公立鳥取環境大学研 究費の内部監査に係る細則第4条に定める内部監査班と連携し、的確かつ効率的な監査の 実施に努めなければならない。
- 2 監事は、会計監査人へ監査に関わる事項についての協力を求めることができる。

(経営審議会等への出席)

第7条 監事は、業務監査の一環として経営審議会その他重要な会議に出席し、法人の運営 に関する意見を述べることができる。

(監事に回付する文書)

- 第8条 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。
  - (1) 文部科学省から発せられ、若しくは文部科学大臣に提出する認可又は承認の文書その

#### 他重要な文書

- (2) 官公庁から発せられた重要な文書及び官公庁に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する文書
- (5) その他業務に関する重要な文書

#### (監事が調査する書類)

- 第9条 監事は、法人が法第13条第6項及び定款第10条第9項に基づき、次に掲げる書類を鳥取県知事及び鳥取市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
- (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他総務省令で定める書類
- (2) その他鳥取県及び鳥取市が協議の上定める書類

### (役員及び職員の協力義務)

- 第10条 役員(監事を除く。以下同じ。)及び職員は、監事が行う監査に協力しなければな らない。
- 2 役員及び職員は、監事から資料提出や説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (監査の補助)

- 第11条 監事は、理事長の承認を得て、職員に監査に関する事務を補助させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項に定める職員は、監事の指示の下に業務を行うものとする。
- 4 第1項に定める職員の人事異動,監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等を行う場合は、監事の意見を求めるものとする。

## (法人の業務等の調査)

第12条 監事は、法第13条第5項及び定款第10条第8項に基づき、いつでも役員及び 職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査するこ とができる。

#### (監査の報告)

- 第13条 監事は、定款第10条第6項に基づき監査終了後、鳥取県及び鳥取市が協議の上 定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 2 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

## (改善措置等)

第14条 理事長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

### (鳥取県知事・鳥取市長への意見の提出)

第15条 監事は、法第13条第9項及び定款第10条第7項の規定に基づき、鳥取県知事 又は鳥取市長に意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。 (事故又は異例の事態の監事への報告)

- 第16条 理事長は、次に掲げる事故等が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。
- (1)業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したとき
- (2) 役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実があるとき

(理事長等への報告義務)

第17条 監事は、定款第10条の2の規定に基づき、役員が不正行為をし、若しくは当該 行為をする恐れがあると認めるとき、又は法、他の法令、鳥取県若しくは鳥取市の条例若 しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められる ときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、鳥取県知事及び鳥取市長に報告 しなければならい。

(委任)

第18条 監査の手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、監事と協議の上理事 長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年2月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第21号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。